

平成28年度行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)			担当部局庁	長官官房	作成責任者			
事業開始年度	平成29年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	給与厚生課	給与厚生課長 坂口 拓也			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律			関係する計画、通知等	第3次犯罪被害者等基本計画				
主要政策・施策	犯罪被害者等施策			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国外犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害弔慰金等(仮称)を支給する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国外犯罪被害者(日本国外において行われた故意の犯罪行為により死亡し、又は障害(障害等級第1級相当)が残った、日本国籍を有する者(海外の永住者を除く。))をいう。以下同じ。)の遺族に国外犯罪被害弔慰金(仮称)を、障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金(仮称)を支給する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		当初予算	-	-	-	-	39		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	0	0	0	0	39			
	執行額	-	-	-	-				
執行率(%)	-	-	-	-					
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						<input type="checkbox"/> チェック			
定量的な成果目標の 設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績					
	成果実績である年度ごとの国外犯罪被害弔慰金等(仮称)の支給件数は、支給対象事件発生数及び申請件数等の増減の影響を受けるが、これらは制御困難な要素であり、定量的な目標は設定できない。			支給対象事件に係る申請に対し、適切に国外犯罪被害弔慰金等(仮称)を支給する。					
	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度
	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)の支給(法律に定める要件に合致する国外犯罪被害者等に対して、法律に定める額を支給)	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)の支給件数	実績	-	-	-			
		目標値	-	-	-				
		達成度	%	-	-	-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)の支給件数			活動実績	-	-	-	-	
				当初見込み	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	国外犯罪被害弔慰金(仮称):国外犯罪被害者一人当たり200万円			活動実績	-	-	-	-	
	国外犯罪被害障害見舞金(仮称):国外犯罪被害者一人当たり100万円			当初見込み	-	-	-	-	
平成28・29年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	庁費	0	0.1						
	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)	0	37						
	警察装備費	0	2						
	計	0	39.1						

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当事業は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた国外犯罪被害者の遺族又は障害が残った国外犯罪被害者に対して国外犯罪被害者等(仮称)を支給し、国外犯罪被害者等に対して弔意等を示すものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国外犯罪被害者等(仮称)の支給に関する法律案第3条により、国が支給することと定めており、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国外犯罪被害者等に国外犯罪被害者等(仮称)を支給し、弔意等を示すために必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国外犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後支給しており、支出先の選定は妥当である。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法律の規定により、国外犯罪被害者等(仮称)と国外犯罪被害者等(仮称)の額を定めており、真に必要なものに限定されている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	国外犯罪被害者等に対して弔意等を示すために、法令に基づき実施していく必要がある。	
	改善の方向性	法律の規定により、国外犯罪被害者等(仮称)と国外犯罪被害者等(仮称)の額を定めており、適正な予算執行を実施することができる。	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	要求に当たって検討すべき事項について、適切に検討がなされている。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			

現
状
通
り

特になし。

備考

本法案については、本年6月7日に公布され、同11月30日に施行されることから、国外犯罪被害弔慰金等(仮称)を平成29年度予算概算要求に計上した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	-	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

警察庁
39.1百万円

国外犯罪被害弔慰金等の支給及び国外犯罪被害弔慰金等制度周知のための委託等



〈 国外犯罪被害弔慰金等 〉

申請者(19人)

37百万円

国外犯罪被害弔慰金及び障害見舞金

〈 業務委託費等 〉

民間会社(2者)

2.1百万円

国外犯罪被害弔慰金制度周知のための委託等

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 チェック